

第二章 染色工芸

伊東忠太博士指導による啓明会の琉球芸術調査は、現地滞在五カ年に亘り、建築、絵画、彫刻、工芸各般について一通り調査し、撮影し、記録した。その中でも染色工芸——紅型の研究においては、尚家所蔵の実物資料の写真の外に、参考資料として蒐集した型紙、染見本裂地、図案帳、紺屋文書等、その数量数千点に及び、爾來五十余年、今日に至る間に、著述として京都書院より『古琉球紅型』手彩色実大復原版三集、昭和三十一年、『古琉球型紙』コロタイプ版五冊、昭和三十四年、『古琉球紅型』原色版四冊、昭和四十四年を公刊し、また別に同書院より『越後系型染』三冊、昭和三十九年を發表して、本土日本海方面の型染と琉球染色との交渉について論及した。更に紅型の技法的研究においては、科学者の協力を得て、伝統的技法の顔料及び定着剤の化学的解明を試みた。

この研究の過程として、大正末期、私の現地調査の頃は、明治十二年鹿藩置県の時から半世紀以上も経過し、歴代知事の中央集権化政策によって、言語はもろん風俗習慣に至るまで内地化、本土化で、いわゆる他府県並を理想としていた時代であり、また古來外藩としての中国色の強かった琉球も、明治の日清、日露の戦役を経て、軍国主義と共に近代資本主義及び機械による産業革命の余波を受け、衣料の如きも大阪出来のニコニコ縞のような安物が市場に氾濫し、基本産業である甘蔗栽培の如きも本土資本に支配せられ、かくして県経済は赤字続きとなり、ここにいわゆる蘇鉄地獄の世相が現出し、子女の「糸満売り」「辻売り」と称して、男児は糸満の漁家に徴兵までの年季契約で売られ、女兒は辻の娼家に遊女として売られることが行われた。かような状況であったから紅型のような首里王家を中心とする儀礼的衣料は全く作られず、従って首里紺屋もその世襲の家業を棄てて窮乏し転業し、紺屋業を続けていても、僅かに老女用の藍型付をやっているとか、家内機織用の糸染の依頼に應ずるとか、また時には土産物用の筒引色差の風呂敷を作っていた。

かような時代であったから、私が首里紺屋を捜し歩いて、その家に行くと見ると、鹿藩以前王府の仕事をしていた人はたいてい七十歳前後の年齢で、もはや紅型を作る

技法も家伝の秘事でもなくなっており、また先祖から伝えて来た型紙その他の資料も不要になっていて、私に乞われるままに譲ってくれた。また幸いにも私が最初の二カ年の教師時代に、琉球語に興味を持ち、首里の土族言葉を自由に話せるようになっていたので、それが老人の話してくれる技法研究の筆記に大いに役立った。首里王府の土族には、里之子筋目（上越の里之子親雲上と筑登之筋目下越の筑登之親雲上）があり、紺屋は下級士族で、若い時には仁屋といい、それから筑登之、一人前になると筑登之親雲上と称した。そして王府では、最高の政務を執る評定所の下に双紙庫理があり、納殿、小細工奉行方、貝摺奉行方等を管理し、紺屋は納殿の所屬であった。『職制秘覽』によると、紺屋には各家の輪番で紺屋主取、紺屋仮主取、鬻頭が任命された。任期は各々三年で、主取には年三斛の俸禄が給せられ、麦、豆、米、粟等十二俵が与えられ、仮主取は無禄であったが、三年の敷功によって本主取となる資格が得られた。納殿は船載の貴重な薬用、工芸用材料を格護している役所で、福州で買付けた腥臘脂や銀朱、石黄、胡粉等の顔料はここで管理され、官用の仕事の場合には主取が紺屋を代表して受け取り配分した。また型紙を作る奉書紙、繋ぎの生絹糸、それに反物の布地は給地方物奉行所の用物座から、柿渋は貝摺奉行所から、大豆、糠、薪木は大台所から、石灰は泊地頭下の瓦奉行所から各々受け取り配分した。

康熙五十四年（二七一五）の編と推定する『御財制』によれば、「諸細工井職人上納」の条に、「○紺屋四拾五人内式拾人首里○式拾人泊○拾三人那覇○老人ニ而老ケ月ニ式貫文宛」とあり、諸細工井に職人上納は總計錢六千五百四十四貫九十三文の中、紺屋は一十八貫文の上納であるから、その六分の一を占めていることになり、重要な産業であったことが分る。そして王府官用のものは上手な首里型、諸地方、諸離島用のものは下手な泊型、那覇型であった。私が調査した頃、那覇久茂地に何軒かの古くからの型付屋の家があり、「型付阿嘉」と呼ばれた家もその一軒であったが、すでに廃業して型紙等の資料となるものは何一つなく、従って泊型、那覇型の研究資料は遂に得られなかった。

一 首里紺屋の家系

紅型の歴史において、私はその荒廃の極にあった半世期前、その長い伝統のある納

殿紺屋を余すところなく捜求調査した。これをそのまま放って置いたならば、今次戦争を経てその貴重なる資料も全く湮滅してしまつたに違いない。特に技法の伝承においてをやである。私が沢岷伝の染色技法を学び且つ実習して会得したのは、大正十五年のことである。当時同家は、那覇市久茂地町一ノ七七に、当主沢岷仁王(六十一歳)、妻ウシ(六十歳)が健在であった。

一 沢岷家

沢岷家の『諸方御神拝並御水撫日記』(大清同治七年戊辰六月吉日)に記された各代の位牌書は次の如くである。

元祖書

- 一世 秋林皎月禪定門 康熙二十五年丙寅七月廿六日
夏山妙涼禪定尼 同十八年乙未五月八日
- 二世 雲岩宗清禪定門 康熙五十五年丙申十月廿七日 沢岷筑登之親雲上
白蓮妙香禪定尼 康熙四十三年丙戌七月初六日 同人妻
- 三世 本源了心禪定門 乾隆十二年乙卯六月初四日 沢岷掟親雲上
解心妙脱禪定尼 同十六年辛未十一月廿三日 同人妻
- 四世 天心自性禪定門 乾隆十二年乙卯六月初三日 兄沢岷筑登之 同人妻
- 五世 寂心常性禪定門 乾隆二十三年戊寅三月二十五日 嫡子沢岷仁屋 同人妻
- 六世 一源沅長信士 嘉慶四年乙亥七月十一日 沢岷筑登之親雲上
大心了徹禪定尼 同元年丙辰十月十九日 同人妻
- 七世 陶林行亮禪定門 乾隆五十六年戊申正月初四日 嫡子沢岷仁屋
雲相妙性禪定尼 道光五年乙酉正月廿四日 同人妻
- 八世 覚心了悟禪定門 道光十四年甲午四月二十四日 六代嫡子沢岷筑登之親雲上
上
- 九世 春林宗沢禪定門 道光五年乙酉二月廿一日 五代四男座敷沢岷筑登之親雲上
上
- 拾世 寿積金齡禪定尼 咸豐元年辛亥六月四日 同人妻
白徳浄心信士 咸豐二年壬子正月廿日 嫡子加那沢岷筑登之親雲上
長安妙寿信女 光緒五年己卯四月二日 同人妻

拾一世 善因宗果信士 光緒十四年戊子二月二十一日 嫡子浦沢岷筑登之親雲上
安妙染信女 光緒廿四年戊戌六月十八日 同人妻

沢岷仁王はその十二世に当る。紺屋業は三世本源了心禪定門の時から繁昌し、この人は功勞によって掟親雲上になつたという。同家から譲り受けた資料の中に『浦添型見本帖』(二冊)があり、浦添型は、十五世紀以前中山王の居城が浦添城にあった時代に、中国から伝わつたと推定される摺込手法の印金型系統の技法である。これはまた蒟蒻型とも呼ばれ、蒟蒻糊を使用し、琉球古式の神事の衣料として、牧港から浦添城に到る一帯の地域で近代まで行われ、その製作は専ら沢岷紺屋で行われていたことから考へると、同家の家系が古く、またそれに関する何等かの理由があつたと思われる。同家一世の秋林皎月禪定門は、康熙二十五年(二六八)に歿しており、五十歳で歿したとしても、慶長十四年(二六〇)島津氏の琉球入りから二、三十年後、まだ混乱の続いていた頃生れた人であり、この人が一世になつてゐるのは、その後の秩序の回復、清朝康熙の琉球優遇の政策によって、尚貞王朝(二六九一—七〇九)の社会に繁栄の曙光が見え始め、職業的にも世襲の風が興つて来たためと思われる。浦添型の伝承から考へると、恐らくは同家の紺屋業はそれ以前の時代からであろう。そして、康熙五十五年に歿した二世雲岩宗清禪定門もまたその家業を継いでいたと思われる。

琉球染色についての最古の文献として、当時首里王府第一流の画家として活躍していた瓊自謙石嶺伝莫の『新参瓊姓家譜正統』新参二世伝莫紀の尚貞王世代の条に、「康熙二十八年己巳十二月、国場翁主将_レ有_二御婚嫁、御衣裳下_レ給書_レ之、云々」と記されている。この画家は、王府所属の絵師として、康熙二十二年から四年間、閩に留学し、王調鼎、謝天游、孫億を師として画を学んでいる。人物画も能くしたが、その得意とするところは花鳥画で、国場翁主のために画いた下絵はもちろん花鳥画であつた。戦前首里の尚侯爵家には、貝摺奉行所絵師の画いた紙型の衣裳図案が伝えられ、これを元にして納殿所属の紺屋が型紙を作り、それで型置き差をした紅型衣裳の遺品も伝わっていたが、その図案を見ると、緑青等の岩絵具を使った本格的な顔料彩色のもので、この絵画技法は南中国福州伝のものである。

琉球王国は、尚敬王朝(七一—一七五)に至り、国内の産業も興り、諸制度も整い、宮殿、社寺、官衙の建築も復興し、殊に清朝の厚遇によって対中国進貢貿易の利益を上げ、かかる気運の中から文芸も大いに興隆し、特に注目しなければならないことは、

その即位七年(二七一)九、尚敬冊封のため清朝の正使海宝、副使徐葆光等を迎えた時には、歓迎の宴を盛大にするために、玉城朝薫をして国劇として「組踊」五番を作りこれを実演せしめたことである。この時出来た音楽舞踊を御冠船踊といひ、華麗な紅型衣裳が用いられた。この時代に首里紺屋として活躍したのは、乾隆十二年(二七四七)に歿した沢岬家三世の本源了心禪定門で、その家業による功勞によって筑登之親雲上から掟親雲上の位に陞つたと伝えてある。恐らくは多くの首里紺屋を宰領して、御冠船衣裳等の製作に従事し、紺屋宗家大沢岬の基を築いたと考えられる。この人は絵画を能くしたと伝えられている。この時代首里王府内の画家として力量があり、名声の高かったのは呉師慶山口宗季である。宗季は貝摺奉行所の絵師の家に生れ、早くより漆器図案やまた紅型や織物図案等も画いていたと察せられるが、絵画は瓊自謙石嶺伝莫から学び、伝莫が康熙四十二年(二七〇三)歿するや、首里王府では直ちに同年、宗季に福州留学を命じ、翌年渡海し、同州第一の絵師孫億等について四ヵ年、その秘法を伝授された。首里紺屋の沢岬掟親雲上が絵を学んだのはこの山口宗季であったと推察する。何となれば、宗季は貝摺奉行所に所属する絵師の家から出て、伝莫と選手交替した形で留学した画工であり、当然王府絵師一同を監督し、また納殿、紺屋を指導して衣裳図案にも関与すべき責務も帯びていたと思われるからである。

大沢岬の屋敷は首里城下町端村にあって、王城下竜潭の水を使うことのできる唯一の名家であり、三世掟親雲上の時代にはすでにここに住み、家運甚だ盛んであったが、四世天心(沢岬筑登之)と五世寂心(沢岬仁厚)は共に早世、六世一源(沢岬筑登之親雲上)は嘉慶四年(二七九)歿、長命で家運再び興り、尚穆王朝(二七五二—二七九四)の時代に活躍したようである。同家に伝わる古文书中に左の乾隆四十年(二七七五)の勲功賞状がある。

其方事若年之頃より紺屋職相勤、

上々様御召御用并御内原御用形付染物之類無間違相調、且冠船御渡來之時、躍方又者御細工能御前御能、中城王子様御上国之節、其外段々御用相弁、且江戸立御用色綸子御藏方不有合、御用欠ニ相成管候処、色数染調方申渡候付、唐染不ニ相替ニ御用相立、就中御召御用形付之儀、例無之模様、殊俄御用等段々申渡候処、出精相働、多年首尾能相調修練之功相見得候由、納殿檢者申出有之殊勝之至ニ候、先様猶以御用相立候様可ニ相嗜候、仍褒美状如件

乾隆四拾年乙未八月十六日

三司官

沢岬筑登之親雲上

これによれば六世沢岬も名工のようで、国王御用(上々様御召御用)や大奥夫人御用(御内原御用)の型付染物を作っており、それ等御召御用の型付の中には前例のない様式の模様を考案したことが記されている。当時は紅型とはいわず単に「形付」と記しているが、これには藍型も入っているようである。また「冠船御渡來」とあるのは尚穆王五年、乾隆二十一年(二七五〇)、高宗の正使全魁、副使周焯が来て冊封の礼が行われた時のことである。「中城王子様御上国」というのは、同王二十二年、世子尚哲を薩州に遣わした時のことであろう。この文書は史料の少ない紅型文献として貴重なものである。

二 知念家

大沢岬家に次ぐ首里紺屋の名家として挙げられるのは知念家であるが、その元祖唐紙知念について、『球陽』卷之十五尚穆王十五年(二七六六)「創造唐紙、印金紙、緞子紙」の条に、

首里大中村無譜知念筑登之親雲上、始造出唐紙、印金紙、緞子紙、以備國用之、因此停止寄買于他國焉

と記されている。その子孫の家に伝えるところによると、唐紙知念は、妻との間に久しく子がなかったため、妻と先夫比嘉筑登之親雲上との間に生れた子を入れて養嗣子としたが、実子が生れるに及んで、実子には唐紙型を伝え、養嗣子には紅型、藍型の型付を伝えたという。これから考えると唐紙知念は、もともと染色を家業としていた人で、何かのことで中国に渡り、唐紙型を学んで来たのであろう。唐紙という紙の加工を家業としたので、染紙及びその加工をもやっていたことが文書の上から知られる。唐紙知念の養嗣子の子孫が、長男ミーハギー知念、次男型付知念、三男型付知念の三兄弟であるという。俗称知念ミーハギーは、歌舞、音曲の名人として知られ、新参歌姓の『家譜』を賜っている。『新参歌姓家譜』の記録によれば、

新参一世績高

童名真蒲戸、唐名歌啓業、行一、乾隆二十六年辛巳五月五日生

父無系知念筑登之親雲上、嘉慶二年丁巳六月十二日死、享年五十七、号実提

母無系玉城筑登之親雲上女鍋、嘉慶十八年癸酉三月二日死、寿七十、号仙巖

室陳氏宮城筑登之親雲上隆屋女真蒲戸、道光十四年甲午二月十日死、壽七十二、号清室

新參長男續恒

尚穆王世代

乾隆四十年乙未九月十三日結、歿

尚温王世代

乾隆五十六年辛亥十二月朔日、叙筑登之座敷

嘉慶六年辛酉十二月朔日、叙黄冠

尚願王世代

道光五年己酉十二月三日、恭蒙、賜新家譜、道光八年戊子六月十五日不祿、

壽六十八、号義心、送葬之時聖上遣使祭、賜御香五本、御花一籠、御玉貫一

双

と記されている。父の無系知念筑登之親雲上は、前記唐紙知念の養嗣子であり、型付

の技法を伝えて専ら染色に従事した人である。

知念ミハギの弟の次男型付知念の家は、大正八年頃までは首里市下儀保村にあ

って、染色の家業を営んでいたが、遂にその業を廃して那覇市西新町二ノ一四に移り、

その家に代々伝わって来た型紙等は天井裏に吊してあったが、大正十三年同家の当主

續昌を訪れた際、乞うてそれ等を殆ど全部譲り受け研究の資料とした。同家に祀る先

祖の位牌を調べると次の如くである。

(1) 寿庵宗齡禪定門 次男知念筑登之親雲上 道光五年乙酉十二月十日卒、享壽六十二

心鏡妙安信女 妻 嘉慶二年丁巳閏六月二日卒、享壽三十三

寿山妙鶴信女 後妻 咸豐三年癸丑十二月十日卒、享壽八十三

(2) 傾心宗悟禪定門 嫡子知念筑登之親雲上 道光二十七年丁未九月十三日卒、享壽六十二

寿鶴妙椿信女 妻 同治九年庚午十二月朔日卒、享壽八十五

(3) 久峯宗鶴信士 三代知念筑登之親雲上 光緒二年丙子三月十日卒、享壽七十一

菊月妙香信女 妻 道光十八年戊戌九月七日卒、享壽三十二

仙岩妙寿信女 後妻 辰巳八月十四日卒、享壽八十三

(4) 実相道心信士 四代知念筑登之親雲上 童名加那 光緒十二年丙戌九月十八日卒、歳五十三

徳庵妙昌信女 妻 大正二年六月十三日死、去ナベ、歳八十一

その五代が知念續昌で、安政四年九月二十八日生れで、大正十三年六十八歳であった。この家系が下儀保知念家である。

次男型付知念寿庵の次男がまた分家し、首里上儀保村に居住して家業を伝えた。これを上儀保知念家という。その家系は次の如くである。

(1) 自覚宗勇善男 次男知念仁屋 嘉慶二十二年丁丑九月七日死、歳二十三

(2) 即心自性信士 嫡子知念筑登之親雲上 咸豐六年庚辰五月十七日死、歳四十二

(3) 續善寿朗信士 三代知念續昌 大正四年旧卯三月二十八日死去、当年六十二歳

(4) 知念續秀(鬼志) 那覇市久米町二ノ二居住

次に知念ミハギの弟の三男型付知念の家系は次の如くである。

(1) 活道玄茂信士 知念筑登之親雲上 咸豐二年壬子二月八日卒

(2) 仁心宗義信士 二世知念筑登之親雲上 光緒六年庚辰五月十五日卒、歳四十九

その三代が知念續清で、安政元年生れ、明治十二年廃藩の時は二十六歳であった。大正十三年、那覇市若狭町に同氏を訪れた時は七十一歳の老齢で、琉球染色に関する詳細な話を聞くことが出来た。同家にもその家に伝わる型紙、型手本等多量の資料を蔵していたが、その全部を譲り受けることが出来たのは幸いであった。

知念ミハギの三男知念筑登之親雲上(宝心宗悟禪定門 嘉慶二十四年己卯十月廿三日卒、

寿四十一歳は甚だ巧緻の人で、首里汀志良次村で染色を業とし、また絵画を能くし、

師として王府に出仕し、先王の肖像画(御後慈を画いたが、その名を向元瑚小橋川親方

に奪われたため発狂して悶死したと伝えている。かようであって見れば、型紙の図案

にも新意匠を出したものと思われる。三男型付知念の家も汀志良次村にあったことか

ら察すると、同家とこの人との間にはもちろん密接な関係があったと察せられる。

三 城間家

沢岬、知念の両家と共に、琉球染色の一家家として長い伝統を持っていた家に、首

里当蔵村の城間家がある。大正末年頃は、那覇市久米町二ノ二五で家業を継続してい

たが、当時分家の長老城間松天正十三年、七十一歳と城間栄幸(同、五十一歳)の二人が健

在で、細々ながら藍型付や染染の仕事が続いていた。城間栄幸の語るところによると、

同家は元祖より十一代になるが、支流としての家系は康熙年代(一六六一—一七二二)か

らであるという。位牌を調べさせて貰ったが古い時代のものは順序が分明しないので、ここには男子のみ不明の分は歿年順に掲げる。

秋岳宗実禪定門 康熙五十九年庚子七月初二日死去、元祖

華林紹昌信男 康熙六十年辛丑七月廿二日死去

鶴林宗寿信士 乾隆三十五年庚寅六月六日

宝心宗悟信士 乾隆五十九年甲寅六月二十六日卒、三礼位牌同一同綜合

寿椿永昌禪定門 嘉慶十三年戊辰三月二十二日

寿翁宗栄信士 同治十一年壬申九月九日死去、童名まつ蔵八十一、城間筑登之親雲上

福岩宗寿禪定門 光緒十八年八月十四日死、享年七十七歳、城間筑登之親雲上童名龜

夏山宗涼信士 光緒十四年六月八日死、壽五十四、城間筑登之親雲上童名松

城間栄幸の語るところによれば、寿翁は曾祖父で、その妻は、希屋妙寿信女 同治十年二十四日卒、当歳七十六、城である。間筑登之親雲上妻、童名半

次に祖父は福岩で、その妻は、安心妙寿信女 光緒八年壬午十月十日死、童名鶴

父は夏山で、母は童名カメ、行年七十五歳で大正五年歿した。分家の城間松老は寿翁の孫で、終戦後紅型復興の原動力となった那覇市首里山川町の城間家はこの分家の家系に当る。

四 最古の染色遺品と紅型

大正十五年一月、久米島具志川村字兼城の祝殿内新垣家を訪れたが、庭前には琉球桜が今を盛りと咲き匂い、火の神(御三つも)を祀る神壇の横に安置してあった古い箱の中から、伊敷索按司がその女と姪のために神衣(裳)として作ってくれたと伝える胸衣(うしん)の紅型裂地が出てきた。伊敷索按司は尚岡王時代(二四七〇—一四七〇)の人で、わが室町時代、文明年間、文明といえは京都は応仁の大乱の起った直後の頃である。そしてその裂地はぼろぼろになった薄い平絹の胸衣の断片で、その染色技法を見ると、先ず裂地を真直ぐに長板に張り、これに鎖繫地菊花文の「緊型」の型紙を用いて型付糊置をする。染料は総て顔料で「豆汁」で色差をしているが、その場合糊置の裂地は長板に張ったままの板場差である。菊花には紅と藍蠟が用いられているが、その紅はコチニールの腥膻脂と見られるが、褪色しているの或いは紅花の紅かとも思われる。葉は黒墨、鎖繫文の間には黄色(それは刈安か福木の煎汁かは分らない)で下地の色を入れ、次に

菊花を「ふせ糊」で防染してから伸子張りし、その上を刷毛で藍蠟汁を引染する。下地として黄色を塗った部分は緑色になる。引染であるから片面染である。わが室町時代風俗と見られる川越喜多院の職人尺絵屏風中の染物職人図は、長板型置と顔料彩色の色絵型付染の情景を写してあるが、ここに見る技法とも甚だ共通するところがある。そしてこの伊敷索按司所伝の鎖繫地菊花文胸衣裂こそは琉球の紅型として最古の遺品である。

大正十三年夏、奄美大島を調査した際、大和村大字大和浜の大和弥一郎氏(元太)を名瀬町の寓居に訪れた時、古く祝女が着用した羽二重地色絵染の胸衣を見た。最初は上衣として小袖のゆったりしたような形に作られ、それが後に胸衣に作り変えられたもので、色絵の図案も前後と上下に乱れ、継ぎ刺ぎになったところが見られる。文様に朱房で飾られた御簾を肩にして、鉄線花と藤の花の咲き競う様を表し、その蔓と葉のなだらかな線も美しく、それに開いた扇を配してあり、これは上衣の腰から上の部分と思われ、またやや表現の異なる菖蒲文等の裂地を刺ぎ合わせてあるが、恐らくこれは裾の部分であろう。これらから上衣全体の図案を想像すると、それは室町式、桃山調で、その文様の表現や、上下三段階配列の形式で出来ているところは古い琉球調を思わせる。この胸衣は古くから神事に用いられたもので、大和家にこれと一連のものとして伝わっている髪飾や佩玉等から見ても、慶長十四年(二六〇)丸島津氏の琉球入り以前の時代に、琉球王からこれを賜ったものと推察される。「さばね」という鳥毛で出来た簪に孔雀の羽が用いられていることも、慶長以前、琉球船が南海諸国に赴き彼の地の物資を運んで来ていた時代を物語るものであろう。古くから首里城正殿内の国王御座所の欄干等は、黒塗沈金で鉄線花蔓草文で饗飾されており、また藤の花文も王宮模様として典礼的に用いられていることから思うと、また本土の上流模様としての御簾模様を併せ考えて、これは琉球王族夫人着用の衣料と見て間違いないであろう。また尚清、尚元二王の時代(二五二—一五七)には、大島征伐を行い、北方領域の保全に力を注ぎ、そのために、琉球王国の信仰の中心である聞得大君、またはそれに準ずる王宮夫人の衣料が、大島の豪族から出ている女神職の祝女に贈られたであろうことも想像される。これは琉球染色の遺品として最古のものである。

型紙を用いて糊置防染する技法の型付に紅型と藍型があり、型紙を用いない糊置の筒引の顔料彩色の染法も、十五世紀中葉には、中国福建伝のものが、琉球貿易業の振

興の波に乗って王都首里で行われていたように推察する。

紅型は古くは紅入色型（ほんいりしきかた）または紅差型（ほんさしかた）といい、南方産の動物質の腥臘脂を仕上げの主調色とする型紙による糊置防染の染色工芸である。染色というよりも、錫を焼いて製した鉱物質の胡粉（こふ）酸化錫を基調色とし、鉱物質の朱（しゆ）硫化水銀、石黄（せきわう）硫化砒素の外に、植物質の藍靑、福木（ふくぎ）（黄）等の顔料を、豆汁に大豆油（しやしちゆ）（レシチン）を加えたものを定着剤として彩色する技法である。この顔料絵画技法ともいべき中国古代の布帛絵飾の水溶性油彩法が、如何なる理由からか南方僻遠の福建省福州（ふくしゅう）辺に永く伝承されており、それが琉球に伝わって糊引色差染及び紅入色型となったと推察される。かくしてその型染の布帛製品は後には福建市場に輸出され、それが彼の地において東洋花布と呼ばれて称賛されたことが、十九世紀の初頭、尚温王冊封のために渡琉した冊封副使李鼎元の使録（しりやく）（使琉球記）の中に、その技法の解説と共に記述されている。

然らばこの技法が中国から伝わったのは何時の頃であろうか。前記の久米島に伝わる伊敷索按司胴衣を、紅入色型に関する最上限の年代の遺品とし、大島大和浜大和家に伝わる祝女胴衣を、これに次ぐ慶長以前の時代の糊引色差染の遺品として考察するならば、琉球における紅型の発祥年代は、十五世紀の中頃まで遡ることが推定される。当時は、いわゆる琉球の大貿易時代であり、中国に対する外藩的地位を利用して、遠く南海諸国とも交易し、また本土とは最も親密なる関係をもって交流している。そのため紅型圖案には、中国明清風を、例えば竜や鳳凰の如き文様を、外藩としての中国式服飾圖案としてそのまま伝えている。また明らかに南方更紗を写したと思われる文様も見られる。更にその種類において本土関係の文様は最も多く、古いものになると、室町時代の辻が花染の影響かと思われる虫喰様式のものもあり、また桃山時代から江戸初期頃の小袖に見る御所模様等も伝わっている。また松竹梅鶴亀文様も好まれ盛行しているが、これは室町時代以降本土から舶載された柄鏡模様の影響であろう。これとは反対に、本土の辻が花染に現れている特殊な様式の貝藻文の如きは、琉球から輸出した衣料圖案の影響かとも考えられる。そして紅型が、その圖案並びに配色において、琉球独特の特色を発揮するに至ったのは、十八世紀、尚敬王朝の時代からである。

元來紅型文様には、本土系、中国系、南方系圖案の影響が大きいが、しかし近代に

なるとそれ等は長年月の間に琉球化してしまっている。それは琉球が、東洋太平洋海域において、独立した王国としての文化圏を形成していたからである。王宮を中心とした庶民の生活にも、その風俗、信仰、行事、礼法、娯楽、芸能に至るまで、自ら独自のものがあり、例えば、姉妹精霊（あねいもうと）の信仰から出た小鳥や、蝶（たて）、蜻蛉（かげろふ）、恋愛から育児の子守歌にもなっている九年母（くわねぼ）、愛情をこめて語られる梅の花、桜の花、天の群星（たけびし）、海の幸の貝と藻、それ等の文様は、琉球独自の祈りと恋心の表現であり、それ等は琉球婦女子の最も好む文様として盛行している。

紅型は、奉書全紙を一単位として型紙を作る。この紙は古くは福州から舶載輸入したものを用いていたが、雍正四年（一七二六）、房弘徳比嘉筑登之親雲上乘昌が初めてこれを作った。そしてその文様の配列粗密によって、大模様型（おほなまようかた）、中手模様型（なかつてなまようかた）、中模様型（なまようかた）、細模様型（こまようかた）に分けられる。大模様型は王族や貴族夫人着用のもの、または御冠船踊の踊衣装は、着物全体が一単位の模様として圖案構成され、肩から胸まで、裾、それに腰の部分で上下をつなぐという風な形式であるため、型紙を作る際にも、多い場合は奉書全紙十枚以上を一組とする。その型紙は互いに連繋して作られる大模様であるからこれを特に鎖大模様と呼んでいる。中手模様型というのは、奉書紙縦二分の一に截ったものである。その三分の二のものを三分二中手（さんぶんにちゅうて）という。中模様型は奉書紙縦四分の一である。細模様型は細型（こまようかた）とも言い、中模様型と同じ大きさのものであるが、模様が更に細かい小紋になっているのでこの称呼がある。琉球型付は一枚の型紙を以て糊を置き、色差の入具を加えて仕上げるやり方である。それ故ただ一回の糊置で地色まで入れるように作られた型紙を染地型という。模様だけ色差のものを白地型という。染地型は殆ど細い線や点を彫って作られるが、白地型は模様を彫り残し、バックは截り抜いてしまう作り方である。段染地型は染地型に属する。臚型（らりかた）というのは細模様型の一つで、最初に型置した白地型模様の地文の上に、重ねて別の型紙で糊置をして地文を加える技法のものである。臚型には色臚型、藍臚型の別がある。

王宮婦人着用水色地紅型大模様木綿地上衣（すいしきちほんがたおほなまようきぬじょうい） 首里市 尚侯爵家蔵

王宮婦人着用花色地紅型中手模様木綿地上衣（しきりかたちほんがたなかつてなまようきぬじょうい） 納殿紺屋作 首里市 尚侯爵家蔵

王宮婦人着用段染地紅型中模様木綿地上衣（だんせんちほんがたなまようきぬじょうい） 首里市 尚侯爵家蔵

王宮婦人着用白地紅型大模様縮緬地上衣（しらいちほんがたおほなまようちぢもみじょうい） 首里市 尚侯爵家蔵

王宮婦人着用(老年)白地紅型細模様木綿地上衣(写真47) 首里市 尚侯爵家蔵
 王女着用白地紅型鎖大模様上布地上衣(写真48) 首里市 尚侯爵家蔵
 王女着用黄色地紅型鎖大模様木綿地上衣(写真49) 首里市 尚侯爵家蔵
 王宮婦人着用白地紅型大模様絹地胴衣(写真50) 首里市 尚侯爵家蔵
 王宮婦人着用段染地大模様絹地胴衣(写真51) 首里市 尚侯爵家蔵

第三章 織 工 芸

一 宮古島、八重山島の芭蕉布と麻織物の歴史

明初中国に通じた時の琉球の貢物中に生熟夏布の名があるが、これは芭蕉布のこと
 で、熟夏布は練芭蕉布のことであろう。『混効験集』「衣服」の条に、

あふはせをむしよ 青芭蕉衣也、按司部束帯の時着給ふ、四時用之
 ちやうきぬ 朝衣也、三司官以下束帯之時用之

と記され、男子の王宮内の正装衣料は芭蕉布で、正従一品の按司部(御殿家)のものは
 青綠色、正従二品の三司官(殿内)以下のは黒色で、黒の朝衣を略して「黒ちよ
 う」と呼んだ。この古式の礼装から考えると、芭蕉布こそは沖縄固有の織物で、往古
 から自然に発達してきたものであろう。この男子の正装に対して女子のものは、同書
 に、

ひらぬき 真孛布又は續はせを紺に染、裏を付る袷也、むかしは女性の正式の衣
 とす

につまぬき みつまぬき共いふ
 禁中女官夏冬共正式褻の衣也、袷重着は不仕なり、そなへこちや勢頭部御規式
 の御盆かなしおしやけらる時、此着かたこしぬきにて御宮仕也、今も有之事なり
 とあり、これも往古は芭蕉布であったと思われるが、後に麻の上布が用いられ、この
 「ひらぬき」から後世の紺上布織の着物が女子の正装となったと考えられる。

麻織物の上布は、両先島の主産物であって、錆紺及び白細上布は八重山島、紺細上
 布は宮古島の特産で往時これを太平布と称した。太平布の起源は、万曆十一年(一五八
 三)に宮古島下地の頭役の職に任ぜられた下地真栄の妻、稲石^{いないし}という者が綾錆布を調製
 して時の国王尚永に献じたと伝えている(『栄河氏家譜』)。

この「あやさび」布調製についての稲石の「古謡」は織女の間長く謡い伝え
 られ、『家譜』にもこれを記しているが、当時のものは十九疋の細目布であった。こ